

羽曳野市男女共同参画推進審議会 委員募集

男女共同参画社会の実現をめざし羽曳野市男女共同参画推進
条例に基づく男女共同参画施策に市民の意見を反映させるた
め羽曳野市男女共同参画推進審議会委員を募集します。

- | | |
|----------|--|
| ○募集人数 | 2人 |
| ○任期 | 2年（令和8年6月1日～令和10年5月31日） |
| ○職務内容 | 男女共同参画の推進に関する施策の進捗管理などを行う会議（年2回程度・1回2時間）に出席し、市民の立場から意見・提言を行う。 |
| ○報酬 | 会議1回の出席につき、7,000円（交通費を含む） |
| ○応募資格 | 次の①から④の要件をすべて満たす方
①羽曳野市が行う男女共同参画推進施策に関心を持ち、積極的に発言ができる方
②令和8年6月1日現在、満18歳以上の羽曳野市在住、在勤または在学する方
③平日の午前9時から午後5時までの会議に出席が可能である方
④国または地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方
※②の年齢については上限をおおむね70歳までとする。 |
| ○応募方法 | 次の書類を、持参または郵送により提出してください。
①羽曳野市男女共同参画推進審議会公募委員申込書
②課題論文（800字程度）
課題：「男女共同参画社会の実現に向けた私の考え」
※書式は自由。男女共同参画に関する問題点や気になること、その解決についての提案など、地域や生活に密着した視点からあなたのお考えをお書きください。 |
| ○応募期限 | 令和8年4月30日（木）17時30分まで
（郵送の場合は当日消印有効） |
| ○選考方法 | 申込書、課題論文の審査により総合的に判断し、決定します。
※課題論文は、「意欲度・理解度・具体性・論理性」の4点について審査します。 |
| ○選考結果の通知 | 郵送により、本人あてに通知します。（令和8年5月下旬頃） |
| ○その他 | ①提出いただきました申込書などにつきましては返却しません。また、個人情報に関する法律に基づき取り扱います。
②委員となられた場合、氏名を掲載した委員名簿、議事録などについて市のウェブサイトなどで公開します。 |

申込・問合せ

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
羽曳野市 人権推進課 本館4階
電話：072-947-3606（直通）